・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者

施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び要件の数量を確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

ロ　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお､恒常的雇用関係とは､競争参加資格確認資料提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

ハ　実際の施工に当たって、本工事は工期が多年に及ぶため、本業務の担当技術者の途中交代を認めることとする。この場合、発注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、上記イからロの条件を満たす技術者を配置することとし、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。ただし、管理技術者と同時期（半年以内）の変更は不可とする。

なお、工期中において設計・施工等の進捗状況によっては、受発注者間の協議を経た上で配置を取りやめることがある。

ニ　配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。但しその場合は､各構成員について､それぞれ３名を限度とする。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下｢申請書｣という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお､｢不誠実な行為」とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

⑽　当支社（所管事務所等を含む。）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において、60点未満のものがないこと。

⑾　当機構が関西地区で発注した工事種別「土木」(同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。)において、平成29年４月１日から資料の提出期限までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者においては、次の条件を満足していること。

イ　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

ロ　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑿　調査基準価格を下回った価格により落札した場合は、品質管理を行う監理技術者を補佐する専任の技術者１名以上を追加配置できること。なお、追加配置技術者は、監理技術者資格者証を有する者とする。

なお、追加配置する専任の技術者名等については、低入札価格調査時に資格要件等の確認が出来る書類を添付し報告すること。

⒀　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒁　特定建設工事共同企業体の競争参加資格審査申請等

①　認定申請　本工事の競争に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、以下の㈠～㈢の書類を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

提出書類

㈠　共同請負入札参加資格審査申請書（兼受付確認票）(様式１)　１部

㈡　特定建設工事共同企業体協定書（様式２）　１部

㈢　委任状(共同企業体代表者への委任)（様式３）　１部

㈣　建設業許可申請書（写し）　１部

提出期間　令和２年６月30日（火）から令和２年７月14日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

提出場所　４⑴②に同じ。

提出方法　上記㈠～㈣の提出は、提出場所へ持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、期間内に上記㈠～㈣を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⒂　共同企業体の構成基準

①　構成員の数及び組合せ　当機構関西地区における令和元・２年度の土木工事に係る一般競争参加資格について､客観的事項(共通事項）について算定した点数(客観点数)が、1,200点以上であること。の認定を受けている者と客観点数が1,150点以上の認定を受けている者の組合せとする。

②　構成員の技術的要件

㈠　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

㈡　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

㈢　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　出資比率　各構成員の出資比率は、30％以上とする。ただし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

④　経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として、申請することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は「価格」､「企業の施工実績」､「配置予定技術者の施工実績」及び「施工計画」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記⑵によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２名以上ある時は、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。